

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年2月26日

館林市監査委員 早川 勉

同 井野口 勝 則

監査結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査

3 監査の対象

（1）対象部局

ア 10月実施（11課）

秘書課、人事課、企画課、納税課、財政課、契約検査課、税務課、行政課、市民課、市民協働課、地球環境課、

イ 11月実施（13課）

安全安心課、健康推進課、産業政策課、下水道課、図書館、高齢者支援課、介護保険課、つつじのまち観光課、議会事務局、商工課、区画整理課、保険年金課、緑のまち推進課

ウ 12月実施（6課）

農業振興課、建築課、都市計画課、学校給食センター、教育総務課、道路河川課

エ 1月実施（9課）

文化振興課、農業委員会事務局、社会福祉課、スポーツ振興課、こども福祉課、出納室、向井千秋記念子ども科学館、学校教育課、生涯学習課

（2）対象事務

令和2年度監査実施前月末日の財務に関する事務の執行状況、その他について

4 監査の実施期間

令和2年9月7日から令和3年2月19日まで

5 監査の着眼点

出納事務手続きを通じて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法、適正かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果があげられているかについて、次の点に留意した。

（1）歳入については、調定の時期の適否、収入未済事由の適否等

（2）歳出については、

ア 委託料、工事請負費等の支出負担行為の時期、契約の方法等

イ 流用及び予備費充用の適否

ウ 補助金等の目的に対し、事業の内容、効果の把握、補助団体等への指導監督の良否

6 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、所管の事務事業について、歳入・歳出予算、補助金・交付金等の執行状況、委託業務契約・賃借料のリース契約等の執行状況、財産及び主要備品の購入状況等の資料をあらかじめ提出させ、監査委員事務局職員がそれらに関わる契約手続き等書類の確認及び計数的な検査を事前に実施した。また、監査当日は、事務事業の進捗状況及び財務に関する事務の執行が、館林市財務規則ほか関係諸規程に定められたとおり適正かつ効率的に行われているかについて、担当課長等から説明を聴取し、慎重に監査を実施した。

7 監査の結果

歳入歳出執行状況については、概ね良好であり、委託契約書、その他関係書類も整備されており適正であると認められた。しかし、財務伝票等においては、印漏れ、日付漏れ、記載漏れ等見受けられたので、日常の事務処理を的確に行い今後は遺漏のないようにされたい。なお、改善を要する事項については担当課長に口頭で指示したので記述は省略した。